

～役場生活安全係からのお知らせ～

5月より取り組めます！小型家電のリサイクル

小型家電リサイクル法*1が施行されたことに伴い、町と岩内地方衛生組合では、5月より、家庭から出る使用済み小型家電（一部項目に限る）を回収し、リサイクルに取り組むこととしました。

ごみの減量化を進めるとともに、レアメタル（希少金属）や重金属をリサイクルすることにより、資源の有効利用および環境保護を推進していきます。皆様のご協力をお願いします。

◇対象品目

- ①(固定)電話機 ②ファクシミリ ③プリンター
- ④電動ミシン ⑤電卓 ⑥扇風機 ⑦電気アイロン
- ⑧ビデオ・DVD・ブルーレイレコーダーおよびプレーヤー
- ⑨ヘッドフォンおよびイヤホン ⑩ヘアドライヤー



◇回収方法

上記の対象品目を、役場住民生活課生活安全係までお持ち込みください。

◇注意点

- ・対象品目以外のものは引き取ることができません。対象品目をよくご確認のうえ、お持ちいただきますようお願いいたします。
- ・回収対象とならないものは、従来どおりの方法で廃棄してください。

*1 小型家電リサイクル法の目的

「燃やせないごみ」として出された小型家電製品を、国が認定した事業者へ引き渡し、金属類やプラスチックを可能な限りリサイクルすることにより、廃棄物の適正な処理および資源の有効利用を図ること。

生ごみ処理機器等の購入費を助成しています

家庭から排出されるごみのうち、約40%は生ごみと言われています。生ごみ処理機器（コンポストや電動生ごみ処理機器等）を利用し、家庭菜園等の肥料に使用するなど、ごみの減量にご協力ください。町では、生ごみ処理機器等を購入される方に対し、下記によりその費用の一部を助成しています。



生ごみ処理機器の一つ
「有用微生物群使用容器」

◆助成内容等について

○対象者

- ・共和町民の方
- ・購入する処理機器を設置および維持管理できる方

○助成の対象となる処理機器

室内及び室外で使用可能な消滅型、堆肥化型等とし、生ごみの減量を十分に図るもの

○助成金額

種類	助成金額	限度額
コンポスト容器	購入費の2分の1以内	1個につき 4,000円、1世帯につき2個まで
電動式生ごみ処理機		1台につき 40,000円、1世帯につき1台まで
有用微生物群使用容器		1個につき 1,500円、1世帯につき1個まで

◆申請手続きについて

商品を購入し、領収書（レシート可）、印鑑（通帳に使用している印鑑）および預金通帳（振込口座番号等が分かれば可）を役場住民生活課生活安全係まで持参してください。